

道路貨物運送業の労働災害防止対策

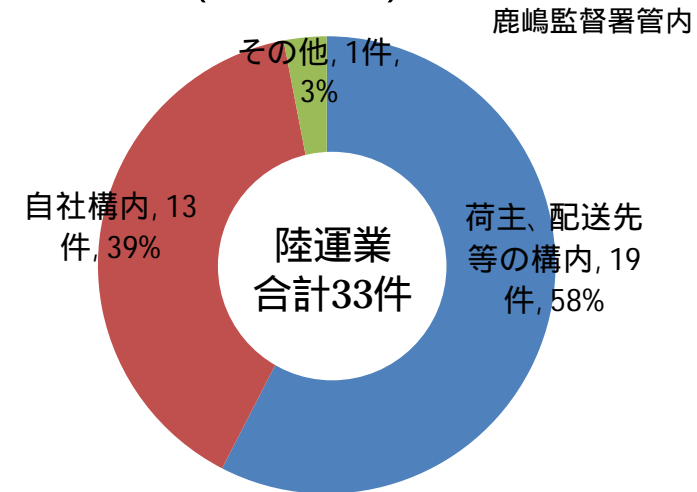
道路貨物運送事業における労働災害の現状

- ・ 墜落・転落災害は災害全体の4割を占める
- ・ 墜落・転落災害のうち、6割が荷主、配送先等の構内で発生
- ・ 陸上貨物運送事業の災害を減少させるには**荷主等の協力が不可欠**

「陸上貨物運送事業の労働者の墜落・転落災害防止に関する連携・協働プラン2017」を策定

鹿嶋労働基準監督署では、平成29年3月、策定した連携・協働プラン2017を管内16の災害防止団体へ通知しています。

墜落・転落の発生場所 (H26～H28)



荷主、配送先等の実施すべき事項

- ・ 陸運事業者の労働者が行う荷台や積荷の上などの高所での荷役作業について、安全帯の取付設備（親綱、フック等）、墜落防止柵、安全ネット、荷台への昇降設備、簡易作業床及び移動式プラットホーム等、墜落・転落を防止し、安全に作業を行うことのできる施設、設備の設置に努めること。
- ・ 陸運事業者の労働者に対し、安全帯の適切な使用、保護帽（ヘルメット）の着用について、可能な限り声掛け等を行うこと。

可搬式昇降設備の設置例(右)

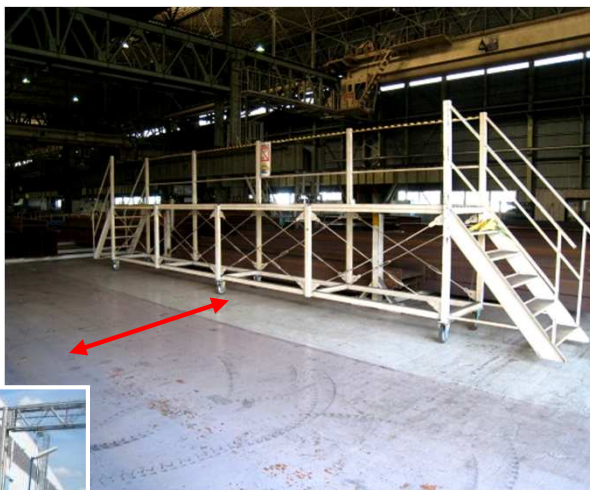


(左) 荷積み専用プラットホームの設置例

陸運事業者の実施すべき事項

- ・荷台や積荷の上などの荷役作業について、安全帯の取付設備等の墜落・転落を防止し、安全に作業を行うことのできる施設、設備等が設置されている場合には、労働者に確実に使用させること。
- ・墜落・転落の危険のある作業を行う場合は、労働者に墜落時保護用の保護帽（ヘルメット）を着用させることを徹底すること。
- ・墜落・転落災害の防止に関する安全教育を定期的を実施すること。また、安全帯の適切な使用方法等について安全教育を徹底すること。

(右) キャスター付の移動式プラットフォームの設置例。
プラットフォームごと幅寄せが可能。



(左) 屋外での荷締め専用場所の設置例。



(左) 安全帯取付設備のレールの設置例。
荷台上で作業する時はハーネス型安全帯を使用する。

災害防止団体の実施すべき事項

- ・傘下会員が取り組んだ陸運事業者の労働者の墜落・転落災害防止のための先進的事例、好事例等の情報を収集し、共有化を図ること。